

備前市障がい児・者の重層的な相談支援体制

備前市社会福祉課障がい者福祉係

第三層

地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

主な担い手 ⇒ 備前市基幹相談支援センター

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

第二層

一般的な相談支援

主な担い手 ⇒ 市町村相談支援事業

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

第一層

基本相談支援を基盤とした計画相談支援

主な担い手 ⇒ 指定特定相談支援事業
指定障害児相談支援事業

- 基本相談支援
- 計画相談支援・障害児相談支援等
・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援

東備地域自立支援協議会

ぎょうせいきかん
行政機関

ぎょういくきかん
教育機関

しゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉協議会

じぎょうしょ
事業所

とうじしゃ かぞく
当事者・家族

障がいのある方が
普通に暮らせる地域を
目指して官民一体で
協議・協働する場

ちいせいかつしえん
地域生活支援センターパレット

びぜんたもんそうそうだんしえんじぎょうしょ
備前多聞荘相談支援事業所

そうだんしえんじぎょうしょ
ひなた相談支援事業所

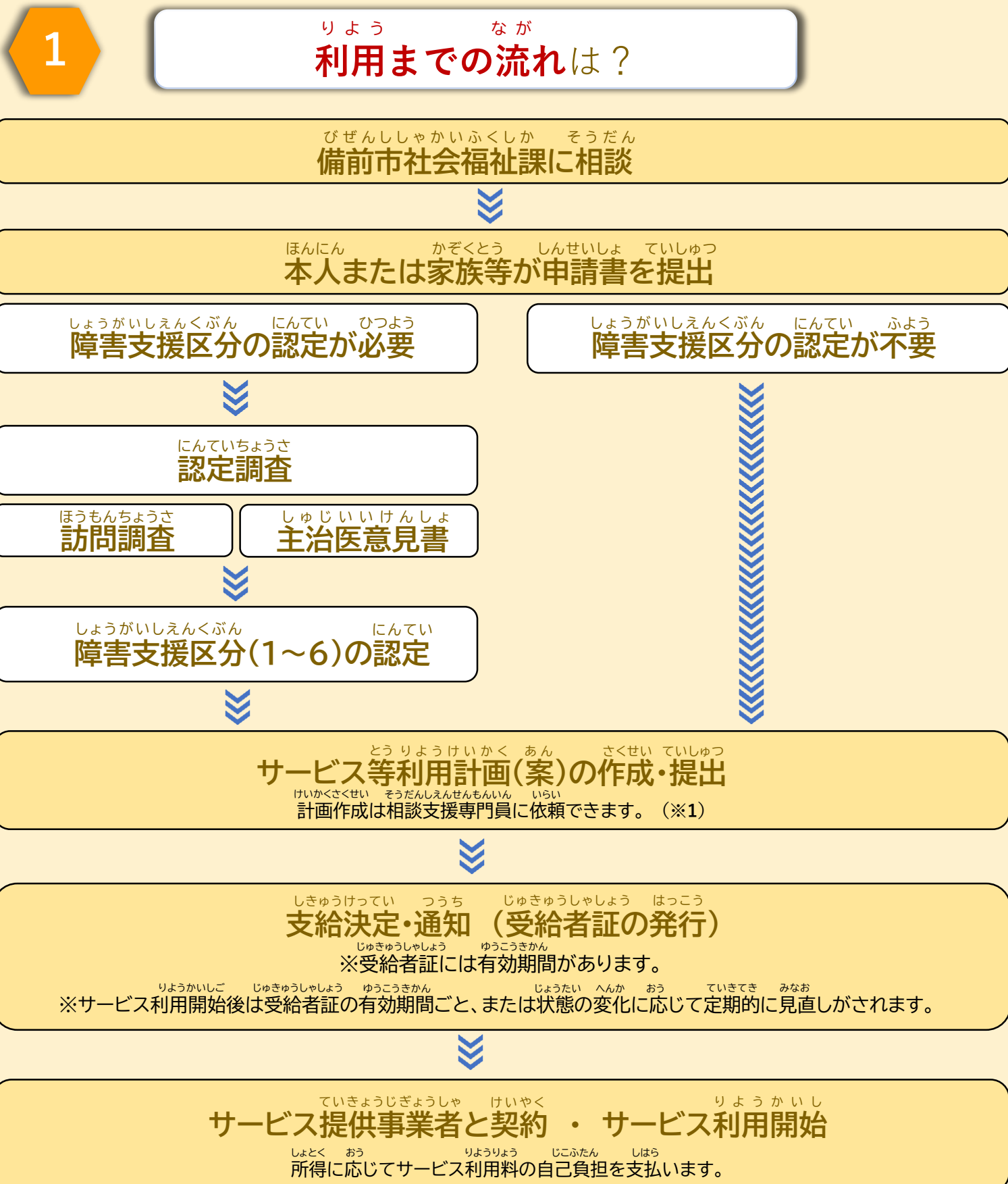
はったつそうだんしえんじぎょうしょ
こども発達相談支援事業所ぱすてる

そうだんしえんじぎょうしょ
相談支援事業所 Contigo

このパンフレットに関する相談・お問い合わせ

▶ 備前市保健福祉部 社会福祉課 障がい者福祉係
備前市東片上126番地
電話:0869-64-1824 FAX:0869-64-4094

障害福祉サービス
ご利用の手引き



そうだん
相談したい

★＜一般相談支援＞ 区分不要

障がいの種別を問わず、障がいのある方、難病の方、その保護者または介護を行う方などからの様々な相談に応じ、必要な支援を行います。お気軽にご相談ください。

＜特定相談支援＞ 区分不要

サービス利用時の計画作成の支援・助言を行います。
（地域移行支援） 区分1～

障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者の地域生活への移行の支援を行います。

（地域定着支援） 区分1～

居宅において単身等で生活する障害者へ常時の連絡体制を確保し、緊急時等に必要な支援を行います。

じたく かいご う
自宅で介護を受けたい

＜居宅介護＞（ホームヘルプ） 区分1～

入浴や排泄、食事などの自宅での生活全般にわたる介護や通院等の介助を行います。

＜重度訪問介護＞ 区分4～

重度の肢体不自由等がある方に、自宅での介護や外出時の移動支援などを行います。

※病院等に入院又は入所中に利用する場合は区分6であって、入院又は入所前から重度訪問介護を利用していた者

＜重度障害者等包括支援＞ 区分6

介護の必要性がとても高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

★＜訪問入浴＞ 区分不要

自宅の浴槽や通所施設での入浴が難しい方に、自宅へ専用の浴槽を搬入してヘルパー等が入浴の介護を行います。

＜自立生活援助＞ 区分不要

入所施設から退所または精神科病院等から退院した方が地域で生活するための支援を行います。

はたら
働きたい

＜就労定着支援＞ 区分不要

一般就労へ移行した方の就労定着のために企業や自宅へ訪問などの支援を行います。

＜就労移行支援＞ 区分不要

就労を希望する方に、知識や能力向上のための訓練などを行います。

＜就労継続支援＞（A型） 区分不要

（B型） 区分不要

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供すると共に知識や能力向上のための訓練を行います。

※A型では雇用契約を結び、最低賃金が保障されます。

＜自立訓練＞（機能訓練） 区分不要

（生活訓練） 区分不要

身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。

※入所施設や病院を退所・退院した者や特別支援学校を卒業した者などが対象

＜就労選択支援＞ 区分不要

本人の希望や能力に合う仕事探しを支援します。

がいしゅつ しえん
外出を支援してほしい

★＜地域活動支援センター＞ 区分不要

創作活動や生産活動、社会との交流を図るなどの機会の提供を行います。

＜行動援護＞ 区分3～

知的障害または精神障害により一人での外出が困難で常時介護が必要な方に、外出時の移動の支援や行動の際に必要な援護などを行います。

＜同行援護＞ 区分不要

視覚障害により移動や外出が困難な方に、移動の援護や外出時に必要な情報提供などの支援を行います。

★＜移動支援＞ 区分不要

外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。

りよう
かいしまえ
利用
開始前

□ 事業所を見学し、プログラムの内容や空き状況、送迎の有無等を確認しましょう。

□ 備前市では、相談支援専門員についていただくことを推奨しています。利用サービスについて意向確認をした後に相談支援専門員の調整をさせていただきます。（※1）

□ 事業所から書面にて契約書及び重要事項説明書を受けましょう。

□ サービス提供管理責任者から、個別支援計画作成についての面談を受けましょう。

□ 初回利用前に個別支援計画の内容について説明を受け、同意（署名）をしましょう。

□ 年に1回、事業所が実施する評価（アセスメント）にご協力ください。

じゅきゆうしゃしやう
はつこうじ
受給者証
発行後

□ 相談支援専門員やサービス提供事業所とサービスの継続が必要か検討しましょう。

□ 受給者証の更新を希望する場合やサービス内容を変更する必要がある場合は、申請書等をご提出ください。

こうしんじき
とう
更新時期
等

こんなときは...

つぎ ばあい びぜんししゃかいふくしか し
次のような場合は、備前市社会福祉課までお知らせください。

・住所や氏名が変わったとき

・受給者証をなくしたとき

・書類の送付先を変更したいとき など

じぎようしゃとう ないよう ふまん
事業者等のサービス内容に不満があるとき...

まず、施設や事業者と話し合ってください。それでも解決できない時は、岡山県運営適正化委員会にご相談ください。

TEL：086-226-9400 FAX：086-226-9400

サービス利用料の減免制度について

●高額障害福祉サービス等給付費

サービスを利用する人の負担が大きくなならないよう、一定の要件を満たす場合に同一世帯での自己負担を軽減する制度です。

所得区分	基準額
生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円

【合算対象となる費用】

(1)障害者総合支援法に基づく介護給付費等に係る利用者負担額

(2)介護保険の利用者負担額
※高額介護(予防)サービス費により償還された費用を除く

(3)補装具費に係る利用者負担額
※同一人が障害福祉サービス費を併用している場合に限る

(4)児童福祉法に基づく障害児通所(入所)給付費に係る利用者負担額

●新高額障害福祉サービス等給付費

65歳になるまでに、5年以上特定の障害福祉サービスを利用していた人で、一定の要件を満たす場合は、介護保険サービスの利用者負担の一部を支給します。

【以下の要件すべてに該当する方】

(1)65歳到達日より前5年間にわたり、特定の障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所)の支給決定を受けていること

(2)障害福祉サービスに相当する介護保険サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護)を利用すること

(3)65歳到達日の前日において、「低所得(非課税)」または「生活保護」に該当し、65歳以降も同様であること

(4)65歳到達日の前日において、障害支援区分2以上であったこと、かつ介護保険法による保険給付を受けていないこと

施設に通う・泊まる

＜生活介護＞ 区分3～

常に介護が必要な方に、昼間の入浴や排泄、食事などの介護や創作的活動などの機会を提供します。

※施設入所支援利用者は区分4～

※50歳以上の場合は区分2以上(施設入所支援利用者は区分3～)

※生活介護と施設入所支援の組み合わせを希望する者であって、区分4より低い者(50歳以上の者は区分3)で、特定相談支援による計画案を作成する手続きを経た者で、市より必要性が認められた者

＜療養介護＞ 区分5～

病院などの施設において、機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。

※区分6かつ気管切開に伴う人工呼吸器による医療管理を行っている者等、該当要件あり

★＜日中一時支援＞ 区分不要

介護をする方が病気や仕事などの時に、施設などで介護や日中活動の場を提供します。

＜短期入所（福祉型）＞ 区分1～

介護をする方が病気などで不在になる短期間、施設で入浴や排泄、食事などの支援を行います。

※区分1以上に該当する障害児含む

＜短期入所（医療型）＞ 区分不要

主に医学的処置(たん吸引等)を必要とする方で、介護をする方が病気などで不在になる短期間、施設で入浴や排泄、食事などの支援を行います。

※遷延性意識障害児・者、筋委縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有す者

※重症心身障碍児・者、等

その他のサービス

★＜意思疎通支援＞ 区分不要

意思の伝達に支援が必要な方に、手話通訳者や要約筆記者などの派遣を行います。

★＜日常生活用具の給付等＞ 区分不要

日常生活用具を必要とする方に、補装具以外の機器等で自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。
※手帳要件等あり

入所する

＜施設入所支援＞ 区分4～

施設に入所している方に、夜間の入浴や排泄、食事などの介護を行います。

※生活介護を受けている者(50歳以上の者は区分3～対象)

※自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型のうち、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者、または通所によって訓練を受けることが困難な者

※旧法指定施設に入所していた者であって継続している者

※地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、上記に該当しない者もしくは就労継続支援A型を利用する者

＜共同生活援助＞ 区分不要

地域で共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の支援を行います。

※身体障害者の場合、65歳未満の者または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスを利用したことがある者に限る。



★印の部分は「地域生活支援事業」となります。
「地域生活支援事業」とは、障害福祉サービスとは別に地域や利用者の実情に応じて備前市と岡山県が協力して実施する事業です。

★＜補装具の給付等＞ 区分不要

身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や職業生活の助けとするための補装具の購入や修理、貸与に係る費用を給付します。

★＜成年後見利用支援＞ 区分不要

成年後見制度を利用に伴う相談・手続きなどを行います。

障害福祉サービス事業者	住所	電話番号	FAX番号	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	短期入所	共同生活援助	生活介護	自立訓練（生活訓練）	自立訓練（機能訓練）	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	計画相談
備前市社会福祉協議会 障害者訪問介護事業所	東片上126	63-8177	64-3689	●	●											
いんべ通園センター	伊部974-12	63-6001	63-6002					●		●					●	
ひだすきホーム	浦伊部260	63-3477							●							
ひだすき作業所	浦伊部58-11	63-0751	63-0752							●					●	
ユートピア	西片上193-1	63-4329	63-7500								●				●	
とうびホーム									●							
地域生活支援センター パレット																●
わかくさ訪問介護ステーション	西片上1122	63-8200	63-8201	●												
草加病院		64-3811	63-4538									●				
きずな	西片上71	92-4433	92-4434												●	
レインボーハウス	鶴海2191-37 1階	93-4422												●		
ニチイケアセンター 備前	東片上646-1	63-7331	63-7335	●	●											
サンキ・ウエルビィ介護センター備前	東片上514-12	63-8787	63-0330	●	●											
グループホーム音と光の家	穂浪2109-2	67-0527	67-9838						●							
光ようらく	穂浪2097-8	67-0507	67-3337												●	
閑谷ワークセンター・ひなせ	日生町日生 803-1	72-9808	72-9809							●					●	
グループホームひなせ		72-4880	72-9809						●							
ひなた相談支援事業所	久々井129	080-9562- 7696														●
備前多聞荘訪問介護	鶴海2401	65-8975		●	●		●									
備前多聞荘相談支援事業所																●
ヘルパーステーション ライフ・ケア・アイ	西片上1068-4	64-0871		●	●											
相談支援事業所 Contigo	日生町寒河 1037-1	090-7345- 5873														●

地域生活支援事業事業所	住所	電話番号	FAX番号	移動支援事業	日中一時支援事業
備前市社会福祉協議会 障害者訪問介護事業所	東片上126	63-8177	64-3689	●	
いんべ通園センター	伊部974-12	63-6001	63-6002		●
サポートセンターひだすき	浦伊部58-11	63-0751	63-0751	●	
ひだすき作業所					●
ユートピア	西片上193-1	63-4329	63-7500		●
わかくさ訪問介護ステーション	西片上1122	63-8200	63-8201	●	
サンキ・ウエルビィ介護センター備前	東片上514-12	63-8787	63-0330	●	

利用する人の所得の状況によって、自己負担の上限月額が決まっています。
所得を判断する際の世帯の範囲は以下のとおりです。

区分	年齢	世帯の範囲
障害者	18歳以上 (施設入所は20歳以上)	障害のある方(ご本人)とその配偶者
障害児	18歳未満 (施設入所は20歳未満)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

上限負担の月額は以下のとおりです。

▶ 障害者の場合

区分	世帯の収入状況	上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯(所得割16万円未満)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

▶ 障害児の場合

区分	世帯の収入状況	上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万円未満)	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

そのほか、食費、家賃、光熱水費、医療費、日常生活費などの実費は、自己負担となります。
具体的な金額は、契約を結ぶ時に施設や事業者等にご確認ください。